

液化石油ガス設備士第3講習開催通知

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・法第38条の4第2項第2号の規定により、別紙(裏面)に記載している資格を所持している者を対象に、液化石油ガス設備士資格取得の標記講習を実施しますので、希望者は受講してください。

受講資格については別紙1(裏面)をご確認ください。

1.講習及び筆記試験の日・場所

講習日時	10月 6日 (水)	9時 ~ 15時 10分		
	10月 7日 (木)	9時 ~ 17時 40分		
	10月 8日 (金)	9時 ~ 17時 40分		
筆記試験	10月 15日 (金)	9時 ~ 11時 50分	(集合時間：8時30分)	
場所	広島市西区己斐本町三丁目8-5 広島県LPガス会館 3階 講堂		駐車場	無
定員	88名 ※定員数に達し次第受付を終了するため、申込みをお断りする場合がございます。(第2講習を含む)			

2.申込方法

申込書	所定の申込書に必要事項を記入し、写真(縦横2.5cm)を貼付したものを郵送してください。			
	送付先	〒733-0812 広島市西区己斐本町三丁目8-5 広島県LPガス会館内 広島県液化石油ガス教育事務所		
	※新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点より、郵送にてお申込みください。			
受講料 (非課税)	受講料	15,800	振込または現金書留にて申込期間内にお支払いください。	
	振込先	広島銀行 己斐(イ)支店 (普通) No.1284546 広島県液化石油ガス教育事務所		
	※申込期間外の返金対応は致しかねます。予めご了承ください。			
受講票発送日	申込書、受講料の2点の確認ができた方から順に、随時受付・発送致します。			

3.申込期間

申込期間	9月1日(水) ~ 9月17日(金) ※消印有効 (期間外の受付は致しかねます。)		
------	---	--	--

4.書籍(税込価格で表記(10%))

書籍名	重量	価格	改定時期
①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 (第35次改訂版)	630g	3,670円	令和2年1月改訂
②液化石油ガス設備施工マニュアル (第5次改訂版)	680g	3,450円	令和3年2月改訂
【参考図書】 液化石油ガス設備士試験問題と解説 (2021年度版)	490g	2,310円	令和3年4月改訂
液化石油ガス法概要 液化石油ガス設備士編	260g	870円	令和3年3月発行

※書籍の事前送付を希望される方は、別途送料(金額は申込用紙に記載)を、書籍代と合わせてお支払いください。

講習日当日の書籍受け渡しも可能です。なお、講習日当日も会場にて販売します。

ただし、当日販売は数に限りがあり欠品する場合がございますので、事前購入にご協力ください。

5.技能試験

日時	12月5日(日)	【午前の部】9時30分集合、11時30分終了	【午後の部】13時30分集合、15時30分終了
場所	広島県LPガス会館	受講料(非課税)	19,700円
備考	受験者数が多い場合、午後の部を開催します。申込書に午後の部受験の可否及び、使用ねじ切り機の選択欄がございますので、○印をご記入ください。技能試験の詳細は筆記試験可否通知と併せて通知します。		

6.注意事項

持参物	受講票、筆記用具、書籍 ※筆記試験には、受講票、鉛筆・シャープペンシル等筆記用具(サインペン・ボールペン不可)、消しゴム、電卓(四則演算のみができるものに限る)が必要です。必ず持参してください。(当日の貸し出しは行いません)
注意事項	・講習当日は8時開場です。会場近辺での路上駐車はご遠慮ください。 ・【受講・受検時のお願い】をご確認の上ご受講ください。

液化石油ガス設備士第3講習 受講資格

① **【管工事施工管理技士】**

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づき行われる技術検定であって
 その種目が管工事施工管理であるものに合格した者

② **【配管科等修了者】**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練たる普通職業訓練であって
 その訓練科が設備施工系配管科若しくは配管科又は高度職業訓練であってその訓練科が
 居住システム系建築設備科であるものを修了した者

③ **【職業訓練指導員免許】**

職業能力開発促進法第28条第1項の規定に基づく職業訓練指導員免許であってその職種が配管科で
 あるもの（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法
 （以下「旧法」という。）第28条第1項の規定に基づく職業訓練指導員免許であってその職種が配管科
 であるものを含む。）を受けている者

④ **【配管技能士】**

職業能力開発促進法第62条第1項の規定に基づく技能検定であってその職種が配管であるもの（旧法
 第62条第1項の規定に基づく技能検定であってその職種が配管であるものを含む。）に合格した者
 （当該技能検定の実技試験の科目として建築配管作業を選択したものに限る。）

